

# 樹木医CPD制度の仕組

## 第1条:目的

◎ 樹木医自らが行う継続的な自己研鑽の支援、評価を通じて、樹木医全体の資質の向上及び樹木医資格の社会的信頼の確保を図る。

## 第2条:CPDの実施

◎ 樹木医CPD(以下「CPD」という。)は、別表1の「実施課題」及び別表2の「実施形態」に区分して実施。

## 第3条:CPD委員会

◎ 財団法人日本緑化センター(以下「本センター」という。)会長の諮問機関として設置された樹木医制度審議会(以下「審議会」という。)に、CPD委員会を置き、CPDの実施に必要な事項を審議。

・CPD委員会の委員は6名以内とし、審議会の長が、一般社団法人日本樹木医会(以下「樹木医会」という。)会長及び樹木医学会会長が推薦する者、その他学識経験を有する者のうちから指名し、本センター会長が委嘱。

◎ CPD委員会に2つの部会及び事務局を置き、定められた事項を処理。

・CPDプログラム認定審査部会(以下「認定部会」という。)は、CPD認定プログラムの審査を所掌。

・CPD実施記録審査部会(以下「記録部会」という。)は、CPD実施記録の審査を所掌。

・事務局は、CPD会員登録者(以下「CPD会員」という。)の管理、CPDプログラムの提供、CPDウェブサイトの管理、その他CPDの実施に必要な事務を所掌。

## 第4条:CPDプログラムの認定

◎ 別表2「実施形態」に定めるCPD認定プログラム(以下「認定プログラム」という。)の実施を希望する団体等(以下「プログラム提供機関」という。)は、CPDプログラム認定申請書を本センター会長に提出し、認定を申請。

## 第5条:認定プログラムの審査

◎ 認定プログラムの審査は、認定部会において行う。

・認定部会の委員は6名以内とし、CPD委員会の長が、樹木医学会会長の推薦する者のうちから指名し、本センター会長が委嘱。

・認定部会は、申請のあった内容について適正に判断。

・認定部会の長は、審査結果をCPD委員会に報告。CPD委員会の長は、審議会に報告。

## 第6条:認定プログラムの登録

◎ 本センター会長は、認定部会の審査結果に基づき、申請プログラム提供機関に結果を通知するとともに、適当と認定されたプログラムを、認定プログラムとして登録し、公表。

・認定プログラム提供機関は、認定プログラムの内容を変更して実施することが必要となった場合には、本センター会長に、速やかに内容変更の届け出を行う。

・当該届け出の内容が重要な変更であると認められる場合には、改めて、認定部会で再審査。

## 第7条:認定プログラムの実施

- ◎ 認定プログラム提供機関は、認定を受けた実施計画表に即して認定プログラムを実施するものとし、その実施に際しては、あらかじめ十分な時間的余裕を持って認定プログラムの参加に必要な事項を公表。
- ・認定プログラム提供機関は、認定プログラムを修了したCPD会員に対し、参加証明書を発行。
- ・認定プログラム提供機関は、認定プログラムの実施結果を、本センター会長に報告。

## 第8条:CPD会員となる資格

- ◎ 本センターに登録された樹木医は、CPD会員となる資格を有する。

## 第9条:CPD会員の登録

- ◎ CPD会員の登録を受けようとする者は、「CPD会員登録申請書」を本センターに提出し、その審査を受ける。
- ・樹木医会及び樹木医学会は、当該団体の所属会員に代わって会員登録申請ができる。
- ・会員登録審査は、CPD委員会を開催して行う。
- ・登録審査に合格した者には、CPD会員証及びIDパスワードを交付。
- ・本センターは、CPD会員の名簿(以下「名簿」という。)を作成し、本センターのホームページ上のCPDウェブサイトにも備える。
- ・CPD会員は、IDパスワードを使って上記ウェブサイトアクセスして、名簿の個人登録情報を確認。
- ・登録の有効期間は、毎年度4月1日から3月末日までの1年間とし、年会費の納付をもって毎年度継続更新。

## 第10条:会員登録の取り消し

- ◎ 次の場合には会員登録を取り消す。
- ・第8条の、CPD会員となる資格を失った場合
- ・虚偽又は不正の事実に基づいて参加記録の登録を行った場合
- ・本人からの申し出があった場合

## 第11条:CPDへの参加

- ◎ CPD会員は、CPDプログラムに、年間を通じて計画的に参加。
- ・参加プログラムの選択に当たっては、別表1「実施課題」に規定された課題をバランスよく選択。
- ・CPD会員が認定プログラムに参加した場合には、当該認定プログラムに応じたポイントを付与。

## 第12条:実施記録の登録、管理

- ◎ 本センターは、第3条別表2「実施形態」に掲げるCPDプログラムに参加したCPD会員の記録(以下「実施記録」という。)を登録し、管理。
- ・実施記録の登録は、認定プログラム提供機関等から提出される、CPDプログラム実施報告書を受けて行う。
- ・本センターは、CPD会員ごとの実施記録を、ウェブサイト上に設けたCPD実施記録表(以下「実施記録表」という。)によって管理。
- ・CPD会員は、インターネットを通じて実施記録表を閲覧できる。

### 第13条:実施記録の証明

- ◎ 本センターは、CPD会員からの申請を受けて、実施記録を証明。
- ・実施記録証明は、所定の期間内にCPD会員が参加した認定プログラムに付与されたポイント数の累計ポイント数を記載したCPD実施記録証明書(以下「実施記録証明書」という。)の発行をもって行う。
- ・実施記録の証明を希望するCPD会員は、実施記録証明書発行申請書を、本センター会長に提出して行う。

### 第14条:実施記録の審査

- ◎ 実施記録に関する審査は、記録部会において行う。
- ・記録部会の委員は、6名以内とし、CPD委員会の長が、樹木医会会長並びに樹木医学会会長が推薦する者、その他学識経験を有する者のうちから指名し、本センター会長が委嘱。
- ・記録部会は、申請のあった内容について適正に判断。
- ・記録部会の長は、審査結果をCPD委員会に報告するものとし、CPD委員会の長は、審議会に報告。

### 第15条:手数料及び会費

- ◎ 本センターは、第4条のCPDプログラムの認定申請を行う者及び第9条のCPD会員の登録申請を行う者並びに第13条の実施記録証明申請を行う者から手数料を徴収する。また、CPD会員から年会費を徴収。
- ・手数料及び年会費は別途定める。
- ・年会費の月割計算は行わない。
- ・納付された手数料及び年会費は返還しない。

別表1 実施課題

実施課題	分野	例	課題記号
一般共通課題	倫理	コンプライアンス、技術者倫理、職業倫理など(樹木医学総論)	A1
	環境	地球環境問題、環境アセスメント手法、生物多様性など	A2
	社会、経済	国内外の社会動向、産業経済動向など	A3
	法律	関係法令、知的財産法、個人情報保護法、消費者保護法、労働安全衛生法など(樹木保護に関する制度)	A4
	科学	国内外の科学技術動向など	A5
	関連技術	情報処理技術、事業評価手法、環境アセスメント手法など	A6
	総合監理技術	安全管理、品質管理、工程管理、マネジメント手法など(安全教育)	A7
	一般共通課題その他	プレゼンテーション手法、コミュニケーション手法、一般教養など(樹木医等活動事例)	A8
専門技術課題 (樹木医学)	樹木医学一般	課題記号B1～B9までの複数分野に関わる内容を含むもの	B0
	樹木の分類	樹木の分類	B1
	樹木の生態・生理	樹木の生理、樹木・樹林の生態、樹木の構造と機能、森林生態、物質循環	B2
	立地・土壌	土壌の診断、気象害の診断と対策、大気汚染害の診断と対策、土壌改良と発根促進、植栽基盤、土壌改良、菌根菌	B3
	植物病理	病害の診断と防除、腐朽病害の診断と対策	B4
	昆虫・動物	虫害の診断と防除、野生生物	B5
	農薬科学	農薬防除、農薬の取扱方—安全性の確保	B6
	造園	樹木の移植法、植栽、剪定、庭園・街路樹・芝草等植生管理、	B7
	診断・治療	総合診断、幹の外科技術と機器による診断	B8
専門技術課題その他	後継樹木の育成と遺伝子保存、緑化樹木、緑化用樹木の特性	B9	

別表2 実施形態

実施形態	内 容	プログラム等例	CPD単位	形態記号	
(Ⅰ) 研修会等への参加	研修会、講習会、研究会、講座等	樹木医CPD認定プログラム	時間	100	
	企業等内で公式に実施される職場内研修、OJTの受講				
	講演会、シンポジウム、発表会等				
	見学会、現地視察等				
(Ⅱ) 論文等の発表	学会、大学、国、地方自治体、民間団体、企業等が公式に発行している学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表	学術誌への査読付論文の発表	編	210	
		認定学術誌、技術誌等への発表		220	
	学会、大学、国、地方自治体、民間団体、企業等が公式に開催する研究会、講演会、シンポジウム等での口頭発表	樹木医CPD認定プログラム	分	230	
		上記のうちポスター発表	件	231	
		学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体、民間団体、企業等が公式に開催する上記樹木医CPD認定プログラム以外のプログラム	分	240	
		上記のうちポスター発表	件	241	
(Ⅲ) 技術指導	研修会、講習会、研究会、講座等の講師	樹木医CPD認定プログラム	時間	310	
	企業等内で公式に実施される研修会等の講師、指導者等				
	シンポジウムのコーディネーター、パネラー等	学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体、民間団体、企業等が公式に開催する上記以外のプログラム		320	
	見学会等の説明者等				
	海外技術指導・協力	海外技術者が来日した際の国内での技術指導、技術サポート等		件	330
	審議会、技術検討会、研究会、審査会等への委員等としての参加	学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体等からの要請によるもの		件	340
		民間団体、企業、ボランティア団体等からの要請によるもの			350
論文の査読等	論文、技術図書の査読	件	360		

実施形態	内 容	プログラム等例	CPD単位	形態記号	
(IV) 自己学習	樹木医CPDプログラムとして認定された技術雑誌、技術図書等の購読、Eラーニングの受講等	Eラーニング等についてのレポート作成、提出	件	410	
		技術雑誌の年間購読(樹木医学研究、ツリドクター、グリーンエージ等)		420	
		技術図書等の購読		430	
	上記実施形態(I)以外の学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体、民間団体、企業等が公式に実施する研修会等への参加、受講	研修会、講習会、研究会、講座等	時間	440	
		講演会、シンポジウム、発表会等			
		見学会、現地視察等			
(V) その他	普及啓発業務	学校教育機関での授業、講話、野外学習等での指導、講話	件	510	
		メディアのコラム等執筆		511	
	樹木医CPDプログラムの企画・運営業務	日本樹木医会都道府県支部等で実施する現地研修等		520	
	資格の取得	技術士、農業等取扱管理者、博士号等		530	
	被表彰	コンクール等		540	
	特許の取得	特許が成立したとき		550	
	技術図書への執筆			560	
	技術図書の出版			冊	570
	その他	本人が樹木医CPDとして適当と考え申告したいもの		回	580